

第59号議案

中間市農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月3日提出

中間市長 福田 浩

中間市農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

中間市農業委員会の委員の定数に関する条例（平成28年中間市条例第25号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中間市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

第1条中「第8条第2項」の次に「及び第18条第2項」を、「農業委員会の委員」の次に「及び農地利用最適化推進委員」を加える。

第2条中「13人」を「7人」に改め、同条に次の1項を加える。

2 中間市農地利用最適化推進委員の定数は、3人とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年7月20日から施行する。

（中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正）

2 中間市特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年中間市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(60) 農地利用最適化推進委員

第6条中「第59号」を「第60号」に改める。

別表第2に次のように加える。

農地利用最適化推進委員	基本額	322,900円	
	能率額	予算の範囲で市長が定める。	

中間市農業委員会の委員の定数に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>中間市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、中間市農業委員会の委員<u>及び農地利用最適化推進委員</u>の定数を定めるものとする。</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 中間市農業委員会の委員の定数は、<u>7人</u>とする。 <u>2 中間市農地利用最適化推進委員の定数は、3人とする。</u></p>	<p><u>中間市農業委員会の委員の定数に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項の規定に基づき、中間市農業委員会の委員の定数を定めるものとする。</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 中間市農業委員会の委員の定数は、<u>13人</u>とする。</p>